

事業者

届出・許可申請等

■ 必要に応じた届出・許可申請等

長崎駅周辺地区計画

届出要件：

- ・ 建築物の新築、改築、増築、移転、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- ・ 工作物の建設など

(都市計画法)

景観計画（一般地区）

届出要件：

- ・ 高さ 20m を超える建築行為
- ・ 延べ面積 3000 m<sup>2</sup> を超える建築行為
- ・ 上記建物の外壁の 1/2 を超える色彩の変更など

(景観法)

デザイン調整の案件に該当するか？

該当しない

該当する

デザイン調整の組織は？

長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

ながさきデザイン会議

必要に応じて  
連携を図る

景観協議・調整  
(デザイン指針)

協議・調整完了

長崎駅周辺地区計画・景観計画等への適合後、事業着手